

桑名市告示第116号

桑名市えぷろんサービス（訪問型サービスB）事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市えぷろんサービス（訪問型サービスB）事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市えぷろんサービス（訪問型サービスB）事業実施要綱（平成27年桑名市告示第143号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「前条に規定する対象者を担当する介護支援専門員等の要請等に基づき、当該対象者の居宅等において」を「対象者に対して、当該対象者の居宅（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅をいう。）において」に改め、同条第2項中「の提供回数及び時間は、原則、1週間当たり2回かつ2時間を限度とする」を「は、1回の利用につき1時間を限度とし、1週間当たりの利用回数は2回までとする」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等への出席等により、利用者に係る指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）又は第1号介護予防支援事業者（第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）を行う者をいう。）（以下「介護予防支援等事業者」という。）との連携に努めること。

第5条第1項第2号中「ケアプランに基づいたサービスとする」を「法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（平成27年桑名市告示第151号）第10条に規定するケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）に沿ったサービスを提供する」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握に努めること。

第7条中「1時間」を「1回」に改める。

第9条第2項中「15日」を「10日」に改める。

第11条中「という。）は、」の次に「規則別表第1一般介護予防事業の部地域介護予防活動支援事業の項に規定する」を加え、「研修受講修了資格を有する者とする」を「研修を受講した者とし、資質の向上に努めるものとする」に改める。

第14条第1項中「介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等（以下「担当地域包括支援センター等」という。）」を「介護予防支援等事業者」に改める。

第15条第1項中「事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、桑名市えぷろんサービス（訪問型サービスB）事業廃止（休止）届出書（別記様式）を市長に提出し」を「施行規則第140条の62の3第2項第6号に該当するときは、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）別紙様式第3号（三）により、廃止又は休止をしようとする日の1月前までに、市長に届け出」に改め、同条第2項中「担当地域包括支援センター」を「介護予防支援等事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第4号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号（二）により、再開した年月日を市長に届け出なければならない。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。